

は し が き

2015年（平成27年）9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダは、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットを掲げているところ、その中には、全ての女性及び女子に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除すること（ターゲット5.2）、あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させること（同16.1）、子供に対する虐待、搾取、人身売買及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅すること（同16.2）等が盛り込まれている。

また、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することを定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」には、5つの基本方針、7つの重点課題が盛り込まれているが、その中で、犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施する（基本方針④）ことが求められている。

このように、暴力事犯の排除・抑止と効果的な再犯防止施策に資する調査研究が求められる中、本研究では、暴力犯罪者の特性等を明らかにし、暴力やそれと併存するアルコール・薬物依存の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料を提供することを目指して調査を実施した。

本報告書では、近時における暴力犯罪の動向、暴力犯罪受刑者及び暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査の実施結果、暴力犯罪者に対する刑事施設等及び保護観察所における処遇の現状等をまとめて報告している。

本報告が、暴力事犯対策の充実・強化を検討するための基礎資料の一つとなれば幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた矯正、更生保護等関係諸機関の各位に、心より謝意を表する次第である。また、早稲田大学の小塩真司教授には、本研究を進めるに当たり、共同研究者として多大なご示唆とご教示を頂いた。厚く御礼申し上げます。

平成31年3月

法務総合研究所長 大場亮太郎

要 旨 紹 介

本研究は、成人の暴力犯罪（傷害、暴行、殺人、強盗等）に焦点を当て、動向、特別調査の結果、処遇の現状を取りまとめて分析した。特別調査では、刑事施設入所者及び保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者について調査を実施した。

動向（第2章）

傷害、暴行の認知件数は、平成12年に激増し、傷害は、15年をピークに減少傾向にあるが、20年以降、2万件台で推移している。暴行は、18年以降、3万件台で高止まりの状況にある。これに対し、殺人や強盗の認知件数は、15年をピークに減少している。検挙人員・起訴人員においても、傷害、殺人、強盗は減少傾向にあるが、暴行の検挙人員は、増加傾向ないし横ばいの状態にある。

殺人、傷害、暴行、強盗の入所受刑者は増加ないし増加傾向にあったが、16年ないし20年をそれぞれピークとしてその後は減少傾向にある。いずれの罪名も65歳以上の年齢層の占める割合が上昇傾向にある。仮釈放者の保護観察開始人員は、殺人、傷害、強盗は減少傾向にあるが、暴行は少ない人員で増減を繰り返している。保護観察付全部執行猶予者では、傷害は減少傾向にあり、殺人、暴行、強盗は少ない人員で増減を繰り返している。

傷害の再犯者の人員は、減少傾向にあるが、再犯者率は、おおむね上昇傾向にある。暴行では、再犯者、初犯者共に増加傾向にあり、再犯者率は、40%前後で推移している。傷害の再入者の人員も、減少傾向にある。暴行は、傷害よりも再入者率が一貫して高い。5年以内再入者に占める暴力犯罪による再入者の割合は、傷害が約3割、暴行では約4割であるが、窃盗及び覚せい剤取締法違反による再入者の割合も高かった。出所受刑者の2年以内再入率の推移を見ると、傷害ではおおむね横ばいに推移している。暴行では出所年による変動が大きいものの、傷害及び総数と比べると一貫して高い。

特別調査（第3章）

1 暴力犯罪受刑者の特性等に関する調査

平成28年6月頃、全国の刑事施設に入所した受刑者に対し、心理的特徴（基本的性格傾向、攻撃性、社会的自己制御、アルコール使用障害リスク・薬物乱用重症度）に関する質問紙調査

を実施し、犯行態様、背景事情に関する記録調査の結果と併せ分析を行った。分析の対象となった暴力犯罪受刑者は176人（男性159人、女性17人）であり、比較対照のため、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者も分析の対象とした。

暴力事犯受刑者は、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者に比べ、平均年齢が低く、初入者の占める割合や、「暴力団関係者」「保護処分歴あり」の者等の占める割合が高かった。暴力犯罪受刑者の心理的特徴は、男女で異なり、男性では、窃盗事犯受刑者、覚せい剤事犯受刑者に比べ、協調性が低く、攻撃性やアルコール使用障害リスクが高いなどの傾向が認められたが、女性では、攻撃性やアルコール使用障害リスクにつき、罪種間での有意な差は認められなかった。

暴力犯罪受刑者の犯行態様や背景事情等の要因について、「家庭外・機会的暴力／家庭内・反復的暴力」と「早期逆境・問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、反動的・表出的暴力や道具的暴力に対応する要因を有する群を含む、4つのクラスターが見出された。また、暴力犯罪により刑事処分を受けた回数と特性等による類型化のため、決定木分析により検討したところ、暴力団加入歴の有無、不安定な稼働歴の有無、本件時の飲酒の有無、本件時の凶器使用の有無、痴情のもつれ・異性関係が犯行の動機であるかどうかを刑事処分回数の多寡を分ける要因と判明し、6つの類型ごとに、暴力団離脱者への就労支援や問題飲酒・薬物乱用に対する指導等、重点的に介入すべきポイントが示唆された。

2 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査

平成25年中に保護観察を終了した保護観察付全部執行猶予者のうち、本件処分に係る刑の主たる罪名が暴力犯罪である者につき、保護観察官が事件記録に基づいて犯行の態様や保護観察終了時の状況等の情報を記入する方法により犯行態様、背景事情に関する調査を実施した。分析対象は、439人（男性400人、女性39人）であった。

男女共に29歳以下の年齢層が約4割を占め、罪名では、傷害が過半数を占めたが、次いで多かったのは男性では強盗、女性では殺人であった。保護観察終了事由につき、取消・再処分ありの者は127人（28.9%）であり、保護観察開始時までの薬物使用「該当あり」、本件時以外の問題飲酒「あり」、類型「家庭内暴力（DV）」の「認定あり」の者の占める割合が高く、保護処分歴等の非行歴の項目につき「該当なし」の者の占める割合が低かった。

犯行態様や背景事情等の要因の関連につき、「家庭外・道具的暴力／家庭内・表出的暴力」と「問題早発なし／あり」の二次元により分類したところ、4つのクラスターが見出された。また、取消・再処分の有無と特性等による類型化のため、更に決定木分析を用いて検討したとこ

る、保護処分歴の有無、本件での凶器の使用の有無、本件時以外の問題飲酒の有無、本件までの日常的な暴力の有無、本件被害者との面識の有無が取消・再処分の有無を分ける要因と判明し、前記受刑者調査と同様、6つの類型ごとに、家庭内暴力や問題飲酒、不良集団関係・薬物乱用への指導等、重点的に介入すべきポイントが示唆された。

処遇の現状（第4章）

刑事施設・保護観察所等における暴力犯罪者に対する処遇として、暴力防止プログラムの概要を紹介した。また、複数の刑務所・保護観察所等における同プログラムの実施状況を実地調査し、インタビューを通じて明らかになった実施上の工夫や課題等を紹介した。

まとめ（第5章）

動向、特別調査の結果、処遇の現状をまとめ、考察を加えた。検挙人員や起訴・不起訴人員等は、少年や高齢者による事案の増減、配偶者暴力事案の増加等で変化するものの、入所受刑者の人員や再入率等に与える影響は限定的であり、矯正・更生保護の段階にまで至った問題性の大きい者等に対する効果的な再犯防止の施策が依然として重要であることを指摘した。さらに、暴力犯罪者に対するより効果的な矯正処遇や保護観察処遇の在り方の検討という観点から、暴力犯罪者は一様な存在ではなく、類型に応じて介入すべき心理的特徴にも差異があることを前提に、刑事施設等及び保護観察所で行われている暴力防止プログラムにつき、より柔軟に各種ニーズに対応できるようアセスメントと指導の内容を拡充すること、就労支援やアルコール使用障害・薬物依存症の治療といった他の方策との有機的な連携や関係機関との情報共有が望まれること、本研究で明らかにし切れなかった家庭内暴力等の処遇上のニーズの解明に向けた更なる調査研究が必要であること等を論じている。

研究部長 中 村 芳 生

凡 例

【罪名・用語・略称】

第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による（法令の略称は、第3参照）。

1 刑法犯

「**刑法犯**」は、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。[注1]

（ア）㊸及び㊹参照

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰法（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

（1）刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。[注1]（ア）㊸及び（イ）参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重減軽類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

（2）次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。[注1]（ア）㊸及び（イ）参照

①殺人（自殺関与、同意殺人）②強盗（事後強盗、昏睡強盗、強盗殺人、強盗・強制性交等）③傷害（現場助勢）④脅迫（強要）⑤窃盗（不動産侵奪）⑥公務執行妨害（封印等破棄）⑦強制性交等（準強制性交等、監護者性交等、強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。))

2 危険運転致死傷

「**危険運転致死傷**」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪並びに平成25年法律第

86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。

3 過失運転致死傷等

〔過失運転致死傷等〕は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。）、業務上（重）過失致死傷をいう。

4 特別法犯

〔特別法犯〕は、前記1ないし3以外の罪をいい、条例・規則違反を含む。〔注1〕（ア）㊦参照

〔注1〕各統計資料による場合の特則

（ア）警察庁の統計による場合

㊦ 「刑法犯」は、刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。

①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 ⑨火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）⑩流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）⑪サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）⑫公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）

① 「刑法犯」は、平成14年から26年は、前記2の危険運転致死傷を含む。

㊦ 「暴行」及び「脅迫」は、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を、「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含み、「暴力行為等処罰法違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。

（イ）矯正統計年報及び保護統計年報による場合

「暴行」は、凶器準備集合を含む。

第2 用語の定義

本書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) 「**認知件数**」 警察が発生を認知した事件の数をいう。
- (2) 「**検挙件数**」 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。
- (3) 「**検挙人員**」 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。

2 検察・裁判

- (1) 「**起訴率**」 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (2) 「**通常第一審**」 地方裁判所又は簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。
- (3) 「**全部執行猶予率**」 $\frac{\text{全部執行猶予人員}}{\text{有期懲役} \cdot \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) 「**入所受刑者**」 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) 「**初入者**」 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) 「**再入者**」 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
- (4) 「**満期釈放等**」 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
- (5) 「**仮釈放率**」 $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者} + \text{仮釈放者}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (6) 「**全部執行猶予者の保護観察率**」 $\frac{\text{保護観察付全部執行猶予言渡人員}}{\text{全部執行猶予言渡人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

4 その他

- (1) **「pt」**「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。
- (2) **「人口比」** 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。
- (3) **「女性比」** 男女総数のうち、女性の占める比率をいう。
- (4) **「高齢」・「高齢者」** 65歳以上の者をいう。
- (5) **「来日外国人」** 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。
- (6) **「前科」** 有罪の確定裁判を受けたことをいう。
- (7) **「処遇」** 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
- (8) **「全部執行猶予」** 刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。
- (9) **「一部執行猶予」** 刑法27条の2及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）3条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。
- (10) **「仮釈放」** 一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

第3 本研究に関連する法令の略称

本研究に関連する法令の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

| [略称] | [法令名] |
|---------------|---|
| 配偶者暴力防止法…………… | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) |
| 暴力行為等処罰法…………… | 暴力行為等処罰に関する法律 (大正15年法律第60号) |

【資料源】

第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、矯正局及び保護局から提供を受けたもの並びに関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計に

よるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）

検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

司法統計年報（最高裁判所事務総局）

矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注2]

- (1) 警察庁の統計は、「平成（昭和）〇年の犯罪」をいう。
- (2) 総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」を本書では、一括して「総務省統計局の人口資料」と呼ぶ。

第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、平成30年7月末日までに入手し得た範囲内で、29年分までを集録した。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、2-1-1図は、第2章第1節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

- 1 表中の数字等は、原則として、次のように表示している。
 - (1) 「-」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
 - (3) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき
 - (4) 「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率
- 2 図中の数字は、次のように表示している。
 - (1) 「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき

【計数処理方法】

構成比，比率等は，それぞれ四捨五入した。したがって，構成比の和が100.0にならない場合がある。

また，各比率間の和や差を求めるときは，四捨五入する前に各数値の和や差を算出し，得られた数値を四捨五入する方法によっており，各数値を四捨五入した上で，和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「 $12.76 - 7.53$ 」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており，「 $12.8 - 7.5$ 」で得られる「5.3」とは一致しない。

暴力犯罪者に関する研究

| | |
|----------|-------|
| 総括研究官 | 栗田知穂 |
| 総括研究官 | 水上太平 |
| 研究官 | 谷真如 |
| 研究官 | 鈴木望 |
| 研究官 | 酒谷徳二 |
| 研究官補 | 猪爪祐介 |
| 研究官補 | 山木麻由子 |
| (前総括研究官) | 田中秀樹 |
| (前研究官) | 池田暁子 |
| (前研究官) | 上岡靖之 |

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 要旨紹介 | i |
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 本調査研究の意義 | 1 |
| 2 本報告書の構成 | 2 |
| 第2章 暴力犯罪の動向 | 3 |
| 第1節 認知・検挙，検察，裁判 | 3 |
| 1 暴力犯罪の認知件数 | 3 |
| 2 犯行態様 | 5 |
| 3 被害者 | 7 |
| 4 検挙 | 12 |
| 5 検挙後の措置（微罪処分） | 14 |
| 6 検察 | 15 |
| 7 裁判 | 17 |
| 第2節 矯正・更生保護 | 20 |
| 1 矯正 | 20 |
| 2 更生保護 | 25 |
| 第3節 再犯 | 29 |
| 1 検挙 | 29 |
| 2 矯正 | 30 |
| 3 更生保護 | 34 |
| 第3章 暴力犯罪者の特性等に関する調査 | 35 |
| 第1節 暴力犯罪受刑者の特性等に関する調査 | 35 |
| 1 調査対象者及び方法 | 35 |
| 2 調査内容 | 36 |
| 3 調査の結果 | 38 |
| 4 調査結果のまとめ | 58 |
| 第2節 暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査 | 64 |
| 1 調査対象者及び方法 | 64 |

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 2 | 調査内容 | 64 |
| 3 | 調査の結果 | 64 |
| 4 | 調査結果のまとめ | 78 |
| 第4章 | 暴力犯罪者の処遇 | 83 |
| 第1節 | 刑事施設等における処遇 | 83 |
| 1 | 刑事施設における暴力犯罪者に対する処遇 | 83 |
| 2 | 少年院における処遇 | 90 |
| 第2節 | 保護観察所における処遇 | 96 |
| 1 | 暴力防止プログラム | 96 |
| 2 | 暴力犯罪者等に対する類型別処遇と特定暴力対象者 | 102 |
| 第5章 | まとめと提言 | 104 |
| 1 | 暴力犯罪者の動向等 | 104 |
| 2 | 暴力犯罪者の特性等と処遇 | 107 |
| 3 | 今後の展望 | 111 |
| | 参考文献 | 113 |